

2007年度に県が実施した施策と 協働・連携による取り組み

食と緑が支える豊かなあいちを実現するために、県の取り組むべき施策については、食と緑の条例第8条から第12条までに規定されています。

食と緑の基本計画では、この規定に基づき、県の関係部局が取り組む具体的施策を体系化しました。

この章では、始めにこれらの施策の中でも、愛知らしさや全国に先駆けた新たな施策である「先導的取り組み」について具体的に紹介します。

これらの施策を実施するためには、県民及び生産者等と対等な立場で協働、連携して取り組み、相乗効果を発揮させることがとても大切です。次に、こうした協働・連携による2007年度の取り組みの姿を紹介します。

最後に、施策ごとの進捗状況を数値で紹介します。

